平成２２年（フ）第１０８号
福岡県久留米市小頭町106番地
債務者　芦澤久留美（旧姓親谷）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２８号
鹿児島県鹿児島市郡山岳町2857番地６
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
鹿児島県鹿児島郡三島村大字黒島100番地
債務者　山下　若三
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目27番６号　コーポラス大喜402号
債務者　松下　奈奈
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
仙台市若林区若林１丁目８番４－２号　トゥインクルコート若林３番館201
債務者　町田　勝之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
仙台市若林区今泉１丁目10番１号　ＫＳコーポ205
債務者　高橋有行こと　趙　　有行
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32番10号　仙台市母子寮むつみ荘105
債務者　佐藤　静恵
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
宮城県栗原市築館源光12番60号
債務者　白鳥　浩章
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
秋田県由利本荘市堰口字堰口24番地
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１０６号
福島県二本松市茶園２丁目106番地２
債務者　齋藤ゆり子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
茨城県日立市大みか町３丁目４番２―202号、前住所茨城県笠間市笠間4367番地　本間アパート12号
債務者　宮本　良一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７１号
茨城県日立市大みか町３丁目４番２―202号
債務者　宮本・リザリー・ロドリゴ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７５号
茨城県日立市水木町２丁目30番16号、前住所茨城県日立市南高野町２丁目19番13―304号
債務者　増渕　康子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７７号
茨城県北茨城市平潟町688番地１号江口アパートＡ―１、前住所茨城県北茨城市平潟町1126番地75
債務者　平野　幸一（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４１号
群馬県桐生市相生町５丁目123番地の３
債務者　**楽**原　君江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２５０号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番２―105号
債務者　伊藤　英子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６７号
千葉市花見川区花見川８番８棟407号
債務者　大山正幸こと　大山　将幸（旧姓名徐正幸）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係